

山形市のびのび入園特区

都道府県名：

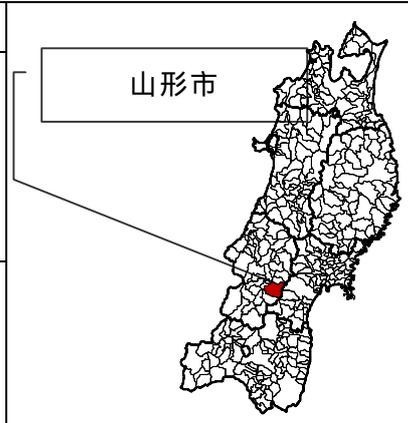
山形県

申請主体名：

山形市

区域の範囲：

山形市の全域



特区の概要：

本市では国公立幼稚園は1園のみで、私立幼稚園26園が幼児教育の大半を担っている。近年少子化の影響から、多くの幼稚園では園児数が減少し、空き教室が生じてきている。また、核家族化、共働き世帯の増加による幼児教育力の低下や、幼児同士による触れ合いの機会の減少による社会性の低下が懸念される状況である。このため、学校教育法第80条の規定にかかわらず、三歳未満児を幼稚園で受け入れて4年間の幼児教育を実施することにより、幼児の社会性の涵養や健全な成長の促進を図り、幼児教育を充実させようとするものである。

適用される規制
の特例措置：

・三歳未満児の幼稚園入園の容認

